

課程博士については、平成 28 年度 4 月 1 日より「博士後期課程に入学して 6 年以内の者に対する課程博士の取扱い」を廃止。

満期退学後に再入学することなく博士の学位を申請する場合は、論文博士として取扱う。

よって、学修便覧 P.17 は以下の通り修正される。

修正前

【博士後期課程】

(2) 博士学位論文

A 博士学位授与の要件

博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする（課程博士）。課程博士による学位取得期限は、博士後期課程に入学して 6 年以内である。ただし 3 年以上在学すること。（ただし、優れた研究業績をあげた者については 1 年以上）

また、大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認されたものに学位を授与することができる（論文博士）。

修正後

【博士後期課程】

(2) 博士学位論文

A 博士学位授与の要件

博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする（課程博士）。

また、大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認されたものに学位を授与することができる（論文博士）。